

議員発案第7号

加茂市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月10日

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 加茂市議会議員 | 橋本昌美 |
| 賛成者 | 同       | 森友和  |
| 同   | 同       | 白川克広 |
| 同   | 同       | 大平一貴 |
| 同   | 同       | 森山一理 |
| 同   | 同       | 山田義栄 |

令和2年12月21日

加茂市議会議長 滝沢茂秋

## 加茂市議会会議規則の一部を改正する規則

加茂市議会会議規則（昭和44年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(欠席の届出)<br/>第2条 (略)<br/>2 議員は、<u>疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)<br/>第89条 (略)<br/>2 委員は、<u>疾病、看護、介護、出産、出産の立会い、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> | <p>(欠席の届出)<br/>第2条 (略)<br/>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)<br/>第89条 (略)<br/>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> |

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員発案第8号

防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進及び拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月15日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 加茂市議会議員 | 三 沢 嘉 男 |
| 賛成者 | 同       | 橋 本 昌 美 |
|     | 同       | 浅 野 一 明 |
|     | 同       | 中 野 元 栄 |
|     | 同       | 安 武 秀 敏 |
|     | 同       | 樋 口 浩 二 |

令和2年12月21日

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

## 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進及び拡充を求める意見書

近年、全国各地で大規模な地震や記録的な集中豪雨等による甚大な被害が相次ぎ、気候変動の影響により、「数十年に一度」、「想定外」と言われる大規模な自然災害が懸念されている。

このため、国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、地方もこれを活用することで、特に緊急的に実施すべき対策を集中的に進めることができている。

しかしながら、昨年、全国各地で猛威を振るった東日本台風では、多数の国民が犠牲となるなど甚大な被害が生じ、いまだ多くの被災者が困窮している。

激甚化・頻発化する自然災害から国民の生命財産を守り、安全・安心を確保するためには、防災・減災対策の強化は不可欠である。

特に加茂市は、一級河川信濃川とそれに流入する支川を多数有し、脆弱な地質からなる中山間地域で広範囲に集落が点在しているため、洪水や土砂災害等の自然災害リスクが非常に高く、豪雨等による数多くの災害が発生していることから、河川改修や土砂災害対策などの公共投資が強く望まれている。

また、全域が特別豪雪地帯に指定されている加茂市において、冬期における安全・安心な道路交通を確保するための道路整備や除雪等に加え、急速に劣化が進むインフラ施設の老朽化対策の充実が強く求められている。

よって国会並びに政府におかれては、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための防災・減災対策やインフラ施設の老朽化対策を重点的かつ継続的に実施できるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の終了後も引き続き新たな新5か年計画の策定及び必要な予算を確保するとともに、地方財政措置の拡充などによる更なる負担軽減を図るなど、防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進及び拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣 様  
総 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

議員発案第9号

横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年12月17日

提出者 加茂市議会議員 白川 克広

賛成者 同 森 友和

同 同 中沢 真佐子

同 同 大平 一貴

同 同 森山 一理

同 同 樋口 博務

令和2年12月21日

加茂市議会議長 滝沢 茂秋

## 横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者全員の即時帰国を求める意見書

令和2年6月5日に、拉致被害者横田めぐみさんの父、滋さんが亡くなった。拉致被害者家族会の初代代表を務め、これまで妻の早紀江さんとともに拉致被害者家族の象徴的な存在として全国で講演し、被害者全員の帰国を訴えてこられた。娘の帰国を祈りながらの死であり、さぞ無念であろうと察するところであるが、改めてその功績をたたえるところとともにご冥福をお祈りする。

菅総理は、「拉致問題は、引き続き政権の最重要課題である。」と位置付け、全力を尽くすとしているが、金正恩朝鮮労働党委員長との会談の実現の見通しが立たない上、拉致問題で日本に協力する米国と北朝鮮との協議も再開の兆しが無い。

拉致被害者自身も高齢化しており、もはや一刻の猶予もない状況に置かれていることから、早急に拉致被害者全員の帰国を実現しなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、米国をはじめとする国際社会と連携し、経済制裁を緩めることなく、あらゆる手段を講じて、拉致被害者全員の即時帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
外 務 大 臣 様  
内 閣 官 房 長 官  
拉 致 問 題 担 当 大 臣  
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長